

銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行規則及び不動産特定共同事業法施行規則の一部改正案について

金融庁
国土交通省

宅地建物取引業法施行規則の一部改正概要

1. 銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新たに信託業務を兼営する金融機関で宅地建物取引業を営もうとする金融機関に対し、所要の規定の整備を行うこととします。

新たに信託業務を兼営する金融機関で宅地建物取引業を営もうとする金融機関が国土交通大臣に対して行う届出について、

ア) 商号、役員及び使用人の氏名・住所、事務所の名称・所在地、事務所ごとに置かれる専任取引主任者の氏名・住所のほか、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）に規定する信託業務のうち宅地建物取引業として行おうとするものを届出書に記載

イ) 誓約書、財務諸表、宅建業従事者名簿等のほか、兼営法による認可を受けたことを証する書面及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則に規定する「業務の種類及び方法書」を届出書に添付

新たに信託業務を兼営する金融機関で宅地建物取引業を営もうとする金融機関が事務所等及び事務所等以外の国土交通省令で定める場所ごとに掲げるべき標識の様式（宅地建物取引業として行える業務が限定されている旨を記載）

2. その他以下のような規定を整備することとします。

宅地建物取引業法第77条の2第1項に規定する登録投資法人について、投資信託及び投資法人に関する法律における登録が取り消された場合等においては、宅地建物取引業者名簿から削除

銀行の行名変更等に伴い、営業保証金等として充てることができる有価証券の名称を変更

宅地建物取引業者が事務所ごとに備え置くべき帳簿の記載事項について、当該取引が取引一任代理等に係るものかどうかの別を記載

都道府県知事の免許を受けた認可宅地建物取引業者の免許が都道府県知事

により取り消され、又は効力を失った場合には国土交通大臣に通知
その他の形式的改正

不動産特定共同事業法施行規則の一部改正概要（金融庁・国土交通省共管）

- 1．銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関に対し、所要の規定の整備を行うこととします。

新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関が主務大臣に対して行う届出について、

ア) 商号、住所、役員及び政令で定める使用人の氏名、事務所の名称・所在地、事務所ごとに置かれる管理業務者の氏名、兼営法に規定する信託業務のうち不動産特定共同事業として行おうとするもの等を届出書に記載

イ) 不動産特定共同事業約款、財務諸表等のほか、兼営法による認可を受けたことを証する書面及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則に規定する「業務の種類及び方法書」を届出書に添付

不動産特定共同事業者名簿の登載事項に新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関の届出の年月日及び受理番号を追加

不動産特定共同事業者名簿等の閲覧において、閲覧から除かれる書類に新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関に関するものを追加

不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項に新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関の届出の受理番号を追加

不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項に新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関の届出の受理番号を追加

新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関が事務所ごとに掲げるべき標識の様式（不動産特定共同事業として行うことのできる業務が限定されている旨を記載）

新たに信託業務を兼営する金融機関で不動産特定共同事業を営もうとする金融機関の変更の届出について規定

- 2．対象不動産変更型不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不

動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用の方法として既存の方法に加え、次の方法を追加します。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第2号の2イに規定する内国投資信託受益証券のうちその信託財産の総額のうち占める不動産等の割合が100分の75以上と定められているものの取得

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第2号の2ロに規定する内国投資証券のうちその資産の総額のうち占める不動産等の割合が100分の75以上と定められているものの取得

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第4号の2に規定する資産信託流動化受益証券のうち特定資産が不動産であるものの取得